

奈良教育大学出版会運営委員会規則

平成20年7月17日
制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学出版会規則第5条第2項の規定に基づき、奈良教育大学出版会運営委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、奈良教育大学出版会(以下「出版会」という。)に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 出版会の年間事業計画及び出版に係る企画に関すること。
- 二 出版会の運営に関すること。
- 三 出版会の財務に関すること。
- 四 出版物の監修、編集及び校正に関すること。
- 四 出版会及び出版物の広報に関すること。
- 五 その他出版会及び出版物に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副学長(研究担当)
- 二 教育研究評議会で選出された学術研究推進委員会委員から 1人
- 三 会計課長
- 四 学術情報課長
- 五 その他学長が指名する者 若干名

(委員の任期)

第4条 前条第1項第二号及び第五号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、副学長(研究担当)をもって充てる。

(副委員長)

第6条 委員会は必要に応じて委員長を補佐する者として、副委員長を置くことができる。

2 副委員長に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、学術情報課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成20年7月17日から施行する。